

(仮称)鳥取県版 COP 会議等実施業務に係るプロポーザル審査会公募委員 募集要項

1 趣旨

温室効果ガス削減の更なる加速に向けて、県民の機運を高めることを目的に、若者や企業・団体等の活動実践者等、あらゆる主体と連携した気候変動問題に関するフォーラムを実施する公募型プロポーザル「(仮称)鳥取県版 COP 会議等実施業務」の事業採択に関して審議する審査会について、県民の参画を進めるため、公募委員を設置することとし、委員を募集します。

2 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格 次のアからキまでの要件をすべて満たす方

ア 県内に住所地を有する満18歳以上の方（令和7年4月1日現在）

イ 気候変動に関する知識、関心があり、(仮称)鳥取県版 COP 会議等実施業務の応募案件の審査に参加する意欲をお持ちの方

ウ 令和7年度に本公募型プロポーザルへ応募（予定）する案件の関係者でない方

エ 主に鳥取市内で平日昼間に開催される審査会での面接審査に対応可能な方（年1回）

オ 県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方

カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方

(3) 応募方法

応募用紙に、住所、氏名、年齢、性別、職業又は勤務先、連絡先、応募理由を記入して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより応募してください。

(4) 選考方法

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間

令和7年5月26日から令和7年6月2日午後5時まで（必着）

(6) その他

ア 応募に際し提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

イ 提出された書類は返却しないこととします。

ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。

エ 委員に就任された場合、氏名等を公表する場合があります。

3 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課

電話 0857-26-7875

ファクシミリ 0857-26-8194

電子メール datsutanso@pref.tottori.lg.jp

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1392737.htm#itemid1392737>

4 (仮称)鳥取県版 COP 会議等実施業務に係るプロポーザル審査会の概要

(1) 審議事項 (仮称)鳥取県版 COP 実施業務等審査会の事業採択に関する事項

(2) 構成 委員5名以内（うち、公募委員1名）

(3) 開催回数 年1回

(4) 任期 任命の日から審査会開催日まで

(5) その他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。

オンライン会議にリモート参加できる環境をお持ちの方は、リモート参加としていただいても構いません。